

令和6年筑北村議会3月定例会会議録

令和6年 3月 7日

令和6年 3月19日

令和6年3月筑北村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (3月7日)

○開 会	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	7
○諸般の報告	7
○村長あいさつ	7
○議案第4号～議案第14号の上程、説明	11
○議案第15号～議案第25号の上程、説明	20
○議案第26号～議案第41号の上程、説明	24
○延 会	29

令和6年筑北村告示第 号

令和6年筑北村議会3月定例会を次のとおり招集する。

令和6年 月 日

筑北村長 太田守彦

1 期 日 令和6年3月7日（木）午前9時

2 場 所 筑北村役場 議場

○応招・不応招議員

応招議員（１２名）

１番	一之瀬 茂 幸 君	２番	窪 寺 務 君
３番	小 山 正 博 君	４番	玉 井 玲 子 君
５番	藤 原 孝 一 君	６番	吉 池 昌 昭 君
７番	宮 下 敏 彦 君	８番	山 田 直 幸 君
９番	櫻 井 新 一 君	１０番	待 井 安 登 君
１１番	勝 田 昇 君	１２番	鎌 田 欣 子 君

不応招議員（なし）

令和6年3月筑北村議会定例会議録

議 事 日 程（第1号）

令和6年3月7日（木）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 村長あいさつ
- 日程第 5 議案第 4号 令和6年度筑北村一般会計予算
- 日程第 6 議案第 5号 令和6年度筑北村バス事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第 6号 令和6年度筑北村国民健康保険特別会計予算
- 日程第 8 議案第 7号 令和6年度筑北村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 9 議案第 8号 令和6年度筑北村介護保険特別会計予算
- 日程第10 議案第 9号 令和6年度筑北村とくら温泉施設特別会計予算
- 日程第11 議案第10号 令和6年度筑北村差切峡温泉施設特別会計予算
- 日程第12 議案第11号 令和6年度筑北村冠着温泉施設特別会計予算
- 日程第13 議案第12号 令和6年度筑北村簡易水道事業会計予算
- 日程第14 議案第13号 令和6年度筑北村集落排水事業会計予算
- 日程第15 議案第14号 令和6年度筑北村合併浄化槽事業会計予算
- 日程第16 議案第15号 令和5年度筑北村一般会計補正予算（第7号）
- 日程第17 議案第16号 令和5年度筑北村バス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第17号 令和5年度筑北村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第18号 令和5年度筑北村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第19号 令和5年度筑北村介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第20号 令和5年度筑北村とくら温泉施設特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第21号 令和5年度筑北村差切峡温泉施設特別会計補正予算（第4号）
- 日程第23 議案第22号 令和5年度筑北村冠着温泉施設特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第23号 令和5年度筑北村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

- 日程第 2 5 議案第 2 4 号 令和 5 年度筑北村集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 6 議案第 2 5 号 令和 5 年度筑北村合併浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 7 議案第 2 6 号 筑北村監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 8 議案第 2 7 号 筑北村営バス設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 9 議案第 2 8 号 筑北村出生祝金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 0 議案第 2 9 号 筑北村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 1 議案第 3 0 号 筑北村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 2 議案第 3 1 号 筑北村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 3 議案第 3 2 号 筑北村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 4 議案第 3 3 号 筑北村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 5 議案第 3 4 号 筑北村公営住宅等管理及び整備基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 6 議案第 3 5 号 筑北村指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 7 議案第 3 6 号 筑北村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 8 議案第 3 7 号 筑北村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 9 議案第 3 8 号 筑北村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 0 議案第 3 9 号 筑北村デマンドバスの運行に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 1 議案第 4 0 号 筑北村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 2 議案第 4 1 号 筑北村フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部

を改正する条例について

日程第４３ 陳情の委員会付託等

本日の会議に付した事件

日程第１から日程第４３まで議事日程に同じ

出席議員（１２名）

１番	一之瀬 茂 幸 君	２番	窪 寺 務 君
３番	小 山 正 博 君	４番	玉 井 玲 子 君
６番	吉 池 昌 昭 君	７番	宮 下 敏 彦 君
８番	山 田 直 幸 君	９番	櫻 井 新 一 君
１０番	待 井 安 登 君	１１番	勝 田 昇 君
１２番	鎌 田 欣 子 君		

欠席議員（１名）

５番 藤 原 孝 一 君

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	太 田 守 彦 君	副 村 長	欠 員
教 育 長	内 川 雅 信 君	総 務 課 長	窪 田 信 幸 君
会 計 管 理 者	高 野 弥寿生 君	企画財政課長	久保村 公 雄 君
住 福 祉 課 民 長	堀 内 克 美 君	産 業 課 長	山 田 隆 宣 君
建 設 課 長	宮 島 治 彦 君	観 光 課 長	中 澤 明 彦 君
教 育 次 長	宮 坂 英 幸 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長 細 田 雅 義 君

◎開議の宣告

○議長（鎌田欣子議員） 定刻になりました。

ただいまから令和6年3月筑北村議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

なお、5番、藤原議員より、本日欠席の連絡がありましたので、報告いたします。

開会 午前 9時00分

◎議事日程の報告

○議長（鎌田欣子議員） 議事日程により、会議を進めます。

傍聴の申請がありましたので、これを許可します。

傍聴、写真撮影、録音機使用の申請がありますので、これを許可します。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鎌田欣子議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、

6番 吉 池 昌 昭 議員

7番 宮 下 敏 彦 議員

を指名します。

◎会期の決定

○議長（鎌田欣子議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの13日間にしたいと思います
が、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月19日までの13日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鎌田欣子議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

議案等は議事日程のとおり受理しております。

また、議長報告、1月23日第1回臨時会以降昨日までの議員派遣及び例月出納検査報告に
ついては、お手元の資料のとおりです。

そのほか陳情等について、お手元に配付しました資料を受理しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎村長あいさつ

○議長（鎌田欣子議員） 日程第4、村長あいさつ。

太田村長。

○村長（太田守彦） おはようございます。

本日、令和6年3月定例会を招集しましたところ、議員の皆様にはご多忙のおり、ご出席
いただき開催されますことをお礼申し上げます。十数分、お時間をいただき、あいさつをさ
せていただきます。

冒頭、おととい3月5日は、長野県消防防災航空隊殉職者7周年追悼式が、冷たい雨の中、
松本平広域公園にてとり行われました。この痛ましい事故で9名がお亡くなりになられ、松

本広域消防局より小口隊員、高嶋隊員の2名が、それぞれ42歳、37歳という若さで殉職されました。

私は、松本広域連合の代表として、追悼式に参加させていただき、殉職者への献花とご遺族へのお悔やみを申し上げてまいりました。

7年前の平成29年は、ちょうど刈谷沢神明宮のお田植祭りの日で、当時、議員として招かれておりましたので、事故の記憶が今でも残っています。崇高な使命のもと、殉職された皆様に改めてご冥福をお祈りし、また、ご遺族の皆様の平穏を、心から祈ってやみません。

そして、私たちはこの事故を教訓に、消防隊員の皆様の活動に対し、常に敬意を払うとともに、一層の安全対策に努めていかねばならないと感じました。

さて、12月定例議会終了後の12月17日、待ち望んでいた筑北スマートインターチェンジが供用開始になりました。記念式典の様子は、新聞やテレビ、月刊ニュース等で取り上げていただきましたが、定例会にてもご報告を申し上げます。

当日は、スマートインターチェンジ設置の提案をいただいた務台衆議院議員はじめ地元選出国會議員のほか、国からは、国土交通省の事務方トップである和田事務次官、関東地方整備局長、県からは副知事、県議会議長、地元の県議會議員、さらには松本市長、安曇野市長、東筑と青木村の村長、地権者や功労者の皆様など、多数ご招待して、記念式典を多目的ホールにて、オープニングセレモニーについては下り線側にて、盛大にとり行うことができました。ご参列いただいた村民の皆様には、感謝を申し上げます。

利用状況についてですが、ネクスコ東日本様より正確な通行台数の情報開示はありませんが、目標と設定していた計画台数、1日700台を上回って推移しているとのことであります。

なお、開通に合わせて、上限5,000円とするETC車載器の設置補助金は、現在、35件の申請がありました。新年度も予算計上しておりますので、ご活用ください。

また、ことし開通1年後を目安に開かれる地区協議会において、どのような利用促進策を行い、整備効果はどうだったのかを検証するフォローアップ調査に向けて、村として準備を進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、私は年頭あいさつの中で、村民の皆様へ2点のお願いを申し上げました。1点は、健康増進のため特定健診の受診を呼びかけさせていただき、もう1点は、防災意識の向上、とりわけ、いつどこで発生するかわからない地震への備えについて述べさせていただきました。

不幸にも、元日の午後4時過ぎに能登半島地震が発生してしまいました。災害関連死を含

め 241 人が犠牲となり、2 か月たった今も、ご存じの通り被災地ではたいへん厳しい状況が続いております。この 11 日は、東北大震災から 13 年目を迎えます。村でも、更なる防災力の強化に取り組んでまいります。

なお、長野県の支援として、石川県への職員派遣を行っており、本村も 2 月上旬に 2 名が災害廃棄物処理の任務に当たり、3 月下旬も罹災証明書等発行で 2 名の要請がきております。また、市長会、町村長会の申し合わせにより、義援金について人口 5,000 人未満の自治体は 25 万円の支援ということで決定をいたしました。

被災された皆様へお見舞いと被災地の早急なる復旧をお祈りいたします。

続いて、新年度の基本方針については、年頭のあいさつでも述べさせていただきました。3 点ありますが、1 点目は、「子ども、働く世代、高齢者の均衡ある支援」、2 点目として「筑北 S I C の整備効果を高めるための活性化」、3 点目は「村財政の将来を見据えた健全化と改革の実行」であります。

この基本方針に沿って、また昨年お示ししました実施計画に基づいて、2 月より予算査定を行ってまいりました。このうち、新年度の一般会計予算については、対前年と比べ金額で 77,920 万円、増加率では 1.7% 増となる総額 47 億 346 万円といたしました。

大型事業としては、システムの老朽化に伴う防災行政無線の更新を、国の緊急防災減災事業債（緊防債）が令和 7 年度までであることから、2 か年をかけて整備し、あわせて防災カメラやトランシーバー（移動型無線機）の改善も計画しております。令和 6 年度については 2 億 6,373 万円を計上いたします。

若者定住住宅建設であります、戸建て 6 棟分として 2 億 189 万円を計上し、整備を進めます。ことはモデル住宅の内覧会等を通じて、P R と入居者の促進を図ります。何回か申し上げておりますとおり、令和 7 年 10 月には国勢調査が実施されます。人口は、地方交付税の算定において重要な要素となるため、空き家活用を含め住宅政策について、力を入れて取り組んでまいります。

続いて、私の選挙公約でありました保小中の給食費無償化については、2,406 万円を盛りこみ、保護者の経済的負担を軽減します。このほか、出生者数の低下を受けて出生祝い金の増額、子育て支援として、中学校、高校の入学祝い金も増額を検討しています。また、教育環境の充実として昨年度は保育園へ導入した I C T ソフトを、坂北と坂井の学童施設へ導入するなど予算化しております。

一方、高齢者対策としては、新年度から新型コロナウイルスワクチンの接種に対する公費

負担が廃止され、想定では約 7,000 円とされています。自己負担額が 2,000 円で接種していただけるようにいたします。また、「憩いの日」についてですが、今の月 2 回から 1 日ふやし 3 回とすることとし、さらなるご利用をお願いしたいと思います。

次に、農業振興策では、はぜかけ米の出荷奨励について、さらに 500 円を引き上げ 60 キロ当たり 1,500 円とするほか、有害獣対策としてシカ 1 頭につき 1,000 円を増額することで、被害の防止と駆除にかかる負担軽減を図ってまいります。

また、農業用水路改修等の整備要望については、資材や賃金の高騰を受け、増額対応を検討しています。

続いて、村の知名度向上についてです。筑北スマートインターチェンジのさらなる PR、そしてこども議会から提案のあったイメージキャラクターであります「天舞くん、ちくにゃん」の着ぐるみ制作をはじめ、旧国鉄時代の廃線敷を整備し、JR と連携した観光イベントの開催、また、S I C 開通記念として小学生サッカー教室等を計画しています。

ほかにも 1 セット 5,000 円の食事券を 3,000 円で販売するプレミアム食事券を 2,000 セット発行し、村外の方へも販売することで、村への誘客を図ってまいります。

地球温暖化対策についてですが、新年度は蓄電池システムの設置、電気自動車の購入に対して 10 万円の補助を計画し、公共施設への太陽光発電として、ひまわり保育園屋根への設置を予定しています。また、県が進める流域治水に協力するため、雨水貯留設備の設置についても補助制度を導入します。今後、各種広報を通じて周知を図りますので、ご検討をお願いします。

D X、デジタルトランスフォーメーションの関係です。昨年始めました各種証明書のコンビニ交付は、利用者から好評を得ておりますことから、さらなる利便性向上を図るために、ホームページのリニューアルと合わせて、プッシュ型の住民アプリを構築することで、わかりやすい行政情報の発信に努めていきます。

また、役場庁舎内における W i - F i 環境ですが、セキュリティに十分配慮して整備するとともに、10 年前に導入したパソコン約 100 台について、今年度 50 台をノートパソコンへ更新することで、ウェブ会議への対応、会議のペーパーレス化、業務の効率化を図ってまいります。

主な大型事業、新規事業を申し上げましたが、事業執行にあたっての財源については、従来通り、国や県の補助制度、過疎債などの有利な起債を最大限充当するとともに、合併特例債を活用した地域振興基金へ 2 億円を積み立てるなど、引き続き健全財政の維持を前提に、

予算編成をいたしております。

最後に２点、生活応援商品券と燃料購入商品券の利用実績、及び新年度の介護保険料について申し上げます。

生活応援商品券の利用率は、約 99%、燃料購入商品券は３月１日現在で約 85%という状況であります。ご利用いただき、多くの皆様、事業者のご支援につながったと感じます。

また、新年度より第９期となります介護保険事業であります。先日、運営協議会でご審議をいただきました。特別会計における基金残高を考慮する中で、来期より基準額について、月 6,700 円から 1,000 円を引き下げ、月額 5,700 円とする計画であります。

それでは、３月定例会について、新年度の当初予算としまして、一般会計、特別会計、事業会計の 11 議案を提出いたしました。また、令和５年度の予算補正として 11 議案を、条例改正の関係では 16 議案。計 38 議案に上りますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

大変長くなりましたが、開会のあいさつさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 村長あいさつが終わりました。

◎議案第４号、議案第５号、議案第６号、議案第７号、議案第８号、議案第９号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号の上程、説明

○議長（鎌田欣子議員） 日程第５、議案第４号 令和６年度地区一般会計予算から、日程第15、議案第14号 令和６年度筑北村合併浄化槽事業会計予算の11件について、一括して提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（太田守彦） それでは、提案理由を説明申し上げます。

最初に、議案第４号です。令和６年度筑北村一般会計予算ですが、予算の総額を歳入歳出それぞれ 47 億 346 万 1,000 円と定め、対前年度 1.7%の増額予算といたしました。

一般会計では、防災行政無線更新事業、若者定住住宅の建設、災害発生の予防を目的とした道路・河川等の改修事業を継続実施するほか、ホームページ更新にあわせ住民アプリ構築による情報発信の充実も図ってまいります。また、出生祝い金及び入学祝い金を増額するほか、保・小・中の給食費を無償化するなど、子育て支援にも重点を置き、取り組んでまいり

ます。

それでは、予算内容について、ご説明申し上げます。

歳入の主なものは、1 款村税は、対前年度 3,904 万 7,000 円減の 3 億 7,883 万 7,000 円、2 款地方譲与税は、地方揮発譲与税、森林環境譲与税等で対前年 560 万円増の 6,460 万円、7 款地方消費税交付金は、対前年度 690 万円減の 9,010 万円、9 款地方特例交付金は、対前年度 1,526 万 4,000 円増の 1,656 万 4,000 円、10 款地方交付税は、普通交付税について今年度算定結果を基礎とし、かつ過大な計上とならないよう配慮した上で、特別交付税と合わせ対前年度 1 億 3,028 万 9,000 円増の 23 億 6,358 万 5,000 円、12 款分担金及び負担金は、対前年度 7,124 万 3,000 円減の 1,253 万 5,000 円、13 款使用料及び手数料は、対前年度 67 万 1,000 円増の 6,550 万 2,000 円、14 款国庫支出金は、障害者自立支援給付費負担金、及び道路メンテナンス事業補助金等で対前年度 1 億 4,970 万 6,000 円減の 3 億 2,003 万 4,000 円、15 款県支出金は、保全松林緊急保護事業補助金等で対前年度 2,627 万 3,000 円減の 2 億 4,183 万 2,000 円、17 款寄附金は、ふるさと寄附金等で対前年度 1,000 万円増の 3,000 万 1,000 円、18 款繰入金は、地域振興基金繰入金及び公共施設等整備基金繰入金等で対前年度 1 億 2,805 万円減の 1 億 7,083 万 1,000 円、20 款諸収入は、対前年度 376 万 9,000 円減の 5,930 万 2,000 円、21 款村債は、過疎債、合併特例及び緊急防災・減災事業債等で対前年度 3 億 3,840 万円増の 8 億 1,700 万円とし、それぞれ計上しました。

歳入総額のうち、一般財源は 29 億 7,153 万 9,000 円で、歳入全体の約 63.2%となっております。

続いて、歳出の主なものですが、2 款総務費は、全般的な管理事務にかかわる経費のほか、村ホームページのリニューアル及び防災行政無線の更新の事業等、生活環境の向上、行財政運営にかかる費用として、対前年度 3 億 1,207 万 3,000 円増の 9 億 117 万 9,000 円、3 款民生費は、障害者自立支援給付費や子育て支援センター改修事業、子ども家庭センター設置等、健康、福祉の充実、教育・文化の充実にかかわる費用として、対前年度 5,430 万 6,000 円増の 9 億 6,639 万 4,000 円、4 款衛生費は、がん検診を初めとした各種検診事業、高齢者や小児を対象とした予防接種事業等、健康、福祉の充実にかかわる費用として、対前年度 2 億 3,830 万 1,000 円減の 4 億 571 万 5,000 円、6 款農林水産業費は、農業用水路等の土地改良施設整備事業、有害鳥獣捕獲対策事業及び松林健全化推進事業等の産業の振興にかかわる費用として、対前年度 3,792 万 4,000 円減の 2 億 8,016 万 9,000 円、7 款商工費は、商工会への経営指導、地域振興補助金及び P R キャラクター育成事業等、産業の振興にかかわる費用

として、対前年度 984 万 3,000 円増の 1 億 7,229 万 5,000 円、8 款土木費は、道路改良事業、災害発生予防・拡大防止を目的とした道路・河川改修及び若者定住住宅建設事業等、生活環境の向上にかかわる費用として対前年度 9,078 万 4,000 円減の 6 億 233 万 5,000 円、9 款消防費は、常備消防負担金及び消防団活動経費等、生活環境の向上にかかわる費用として、対前年度 1,327 万 7,000 円減の 1 億 7,002 万 9,000 円、10 款教育費は、学校教育環境改善に向けた施設整備、小中学校給食食材費、及びスポーツ施設改修事業等教育・文化の充実に必要として、対前年度 591 万円増の 3 億 7,722 万 6,000 円、11 款災害復旧費は、村道向山線地すべり災害復旧事業変更見込み分として、対前年度 1 億 476 万 5,000 円減の 501 万 2,000 円、12 款公債費は、定額償還元金、利子合わせ対前年度 3,295 万 9,000 円減の 4 億 7,132 万 8,000 円、13 款諸支出金は、地域振興基金積立金等として、対前年度 2 億 1,435 万円増の 2 億 4,676 万円とし、それぞれ計上いたしました。

第 2 表地方債は、起債の目的、限度額、起債方法、利率及び償還の方法について、お示しのとおり定めています。

第 3 表債務負担行為は、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額について、お示しのとおり定めています。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 5 号 令和 6 年度筑北村バス事業特別会計予算についてですが、予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,116 万 5,000 円と定め、対前年度 1.0%の減額予算といたしました。

バス事業特別会計では、村営バスの運行委託にかかる経費計上ですが、令和 4 年度から長期継続契約により事業費の圧縮を図り、デマンドバスの実証実験を行う中で、利用者の増と住民移動手段確保を図ります。

また、県公共交通活性化協議会松本地域別部会に参加し、広域的な検討を行ってまいります。

それでは、予算内容についてご説明申し上げます。

歳入の主なものは、1 款使用料及び手数料は、対前年比 3 万円増の 125 万円、3 款繰入金は、歳出経費充当のため対前年 34 万 8,000 円減の 3,116 万 5,000 円をそれぞれ計上しました。

歳出の主なものは、1 款総務費は、定時定路線バス及びデマンドバス運行にかかる経費な

ど、対前年 31 万 8,000 円減の 3,116 万 5,000 円を計上いたしました。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

議案第 6 号 令和 6 年度筑北村国民健康保険特別会計予算ですが、予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 7,420 万 5,000 円と定め、対前年度 5.0%の減額予算といたしました。

国民健康保険会計では、医療水準の引き下げのため、保健事業に力を入れ、特定健診の受診率向上に力を入れてまいります。また、県の保険料の統一に向けたロードマップが示されたことから、現在、徴収しています資産税割について、令和 9 年度の完全廃止に向けて国民健康保険運営協議会でのご意見等により、税率の改正を行います。

それでは、予算内容についてご説明いたします。

歳入の主なものは、1 款国民健康保険税は、資産税割廃止に向けた税率改正を行い、対前年度 7.1%、646 万 7,000 円減の 8,501 万 6,000 円を計上しています。6 款県支出金は、保険給付費に対応する普通交付金等 4 億 4,129 万 4,000 円、10 款繰入金は、保険基盤安定繰入金等一般会計からの法定繰入金等で 4,526 万 1,000 円をそれぞれ計上します。

歳出の主なものは、2 款保険給付費は、本年度の給付見込みから 4.9%、2,277 万 1,000 円減の 4 億 3,688 万 9,000 円を計上し、3 款国民健康保険事業費納付金は、県からの通知額 1 億 1,174 万 1,000 円を計上します。6 款保健事業費は、1,021 万 3,000 円、7 款基金積立金は 934 万 5,000 円を計上します。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

議案第 7 号 令和 6 年度筑北村後期高齢者医療特別会計予算ですが、予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,021 万 2,000 円と定め、対前年度 9.4%の増額予算といたしました。

後期高齢者医療特別会計は、被保険者から徴収した保険料を広域連合に正確に納付することが主要な事務となります。保険料の適正な徴収に努めてまいります。

それでは、予算内容についてご説明いたします。

歳入の主なものは、1 款後期高齢者医療保険料は、6,268 万 1,000 円、4 款繰入金は、一般会計から事務費と基盤安定繰入金として 2,733 万 6,000 円を計上します。

歳出の主なものは、2 款後期高齢者医療広域連合納付金 8,950 万 2,000 円を計上します。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

議案第 8 号 令和 6 年度筑北村介護保険特別会計予算ですが、予算の総額をそれぞれ 7 億 3,178 万円と定め、対前年度 1.5%の増額予算といたしました。

令和 6 年度は、第 9 期介護保険事業計画の初年度となります。介護保険料は、先日の介護保険運営協議会でのご意見等により、基準額を月額 5,700 円とし、前期と比較し 1,000 円低くする計画となっています。介護予防につきましても、高齢になっても住みなれた地域で安心して暮らせる地域づくりに力を入れるとともに、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組んでまいります。

それでは、予算内容についてご説明します。

歳入の主なものは、1 款介護保険料は、基準額を 5,700 円として、対前年度 17.7%、2,637 万 7,000 円減の 1 億 2,281 万 4,000 円を計上します。保険給付費等に対する法定割合分等として、第 4 款国庫支出金が 1 億 8,606 万 3,000 円、5 款支払基金交付金は 1 億 8,961 万 5,000 円、6 款県支出金は 1 億 368 万 8,000 円をそれぞれ計上します。

7 款繰入金は、一般会計から 1 億 2,619 万 8,000 円を計上します。

歳出の主なものは、2 款保険給付費は、第 9 期介護保険事業計画数値として、対前年度 5.9%、3,765 万 8,000 円増の 6 億 7,821 万 1,000 円を計上し、3 款地域支援事業は、3,005 万 2,000 円を計上します。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続いて、議案第 9 号 令和 6 年度筑北村とくら温泉施設特別会計予算ですが、予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 5,170 万円と定め、対前年度 13.5%の増額予算としました。

とくら温泉施設特別会計では、一般会計からの繰入金は増加していますが、従来以上に住民の福利厚生、地域や村外の方との交流拠点として積極的に集客を図るとともに、経営改善を図ってまいります。職員が一丸となって、サービス向上に努めたいと考えております。

それでは、予算内容についてご説明申し上げます。

歳入の主なものは、1 款繰入金で 906 万 1,000 円の増で、5,319 万 3,000 円、4 款使用料及び手数料は、800 万円の増で 9,300 万円です。使用料は、令和 5 年度の収入見込みに対し、おおむね 15%の増加を見込んでおります。

歳出の主なものは、1 款経営管理費は、46 万 5,000 円の増で 517 万円、13 節使用料及び賃借料には、新たに予約管理システムを導入するための利用料を計上しております。

2 款施設管理費は、1,797 万 9,000 円の増で 1 億 4,371 万 3,000 円です。支配人以下、会

計年度任用職員の人件費で、対前年 1,566 万 6,000 円の増で 8,153 万 4,000 円、10 節需用費は、燃料費や修繕費、賄い材料費の増加に伴い、対前年 957 万 2,000 円の増で 5,599 万 2,000 円、13 節使用料及び賃借料には、新紙幣に対応した券売機で対応するためのリース料を計上しました。

5 款公債費は、木質バイオマスボイラー導入により、過疎債償還元金として 230 万円を計上しております。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第 10 号 令和 6 年度筑北村差切峡温泉施設特別会計予算ですが、予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,812 万円と定め、対前年 14.5%の増額予算といたしました。

差切峡温泉施設特別会計では、日帰り入浴と弁当などのテイクアウトを含めたレストランの営業を行いながら、住民の福利厚生、地域の交流の場として営業を行ってまいります。

それでは、予算の内容についてご説明申し上げます。

歳入の主なものは、1 款使用料及び手数料は、120 万円の増で 1,200 万円です。使用料は、令和 5 年度の収入見込みに対して、おおむね同額程度を見込んでおります。

2 款繰入金は、359 万 8,000 円の増で 2,551 万 9,000 円です。

歳出の主なものは、1 款経営管理費は、15 万 3,000 円の増で 118 万 3,000 円です。経常的な経費を計上しております。

2 款施設管理費は、466 万 1,000 円の増で 3,643 万 7,000 円です。支配人を含め会計年度任用職員、有償サポーターなどを合わせた人件費は、対前年 177 万 4,000 円の増で 1,480 万 5,000 円、10 節需用費は、修繕費の増加に伴い対前年 112 万 5,000 円の増で 1,929 万 7,000 円、13 節使用料及び賃借料には、新紙幣に対応した券売機へ更新するためのリース料を計上しております。14 節工事請負費は、供給ポンプ更新工事として 187 万円を計上しました。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第 11 号 令和 6 年度筑北村冠着温泉施設特別会計予算ですが、予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,945 万 6,000 円と定め、対前年とほぼ同額予算といたしました。

草湯温泉冠着荘は、令和 4 年度に指定した管理者が 2 年目の運営をすることとなります。協定書に基づき指定管理者と連携し、サービス低下にならないよう、温泉施設及び地域の活性化を図ってまいります。また、リスク分担に基づき、適正な施設の管理を行います。

それでは、予算内容についてご説明いたします。

歳入の主なものは、1 款繰入金は、1 万円の減で 1,895 万 5,000 円です。

歳出の主なものは、1 款経営管理費は、指定管理料で 1,760 万円を計上しました。燃料や電気代高騰に伴い、指定管理料の上限を計上しております。

2 款施設管理費は、老朽化により施設修繕が見込まれることから 100 万円を計上しております。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続いて、議案第 12 号、令和 6 年度から上下水の 3 会計は、12 月議会でご承認いただきましたとおり、地方公営企業会計の財務適用を行い、経理方法を企業会計に切りかえ、予算策定しております。従来どおりの歳入歳出同額ではなく、複式簿記となるため、収益的収支と資本的収支となります。こちらの予算書は、公営企業法施行規則第 45 条に定める予算様式となります。

それでは、令和 6 年度筑北村簡易水道事業会計予算ですが、初めに令和 6 年度の業務予定量について、説明を申し上げます。令和 5 年度の実績量をもとに、令和 6 年度の業務予定量を定め、主な建設改良事業では、坂井地域導配水管布設替えに係る設計業務 1,045 万円、同じく導配水管布設替え工事 6,955 万円を予定しております。

収益的収支については、簡易水道事業収益を 1 億 4,334 万 6,000 円、簡易水道事業費用を 2 億 1,615 万 1,000 円と定めます。なお経費の一部財源として、企業債 50 万円を借りるものとしております。また、収支差し引きが 7,280 万 5,000 円不足となりますが、現金を伴わない減価償却費等が計上されているためであり、現金が不足するものではありません。

次に、資本的収支では、資本的収入 1 億 2,379 万円、資本的支出 1 億 6,189 万 9,000 円と定め、不足する 3,810 万 9,000 円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 192 万 8,000 円、及び当年度損益勘定留保資金 3,426 万 3,000 円、企業債 191 万 8,000 円を補填するものとします。

企業会計移行初年度に伴います債権及び債務として整理する未収金及び未払い金の金額は、それぞれ 101 万 7,000 円及び 832 万 2,000 円といたします。

企業債につきましては、起債の目的、限度額、起債方法、利率及び償還の方法についてお示しのとおり定めています。

また、一時借入金の額は 1 億円と定め、流用につきましては、お示しのとおりです。

簡易水道事業運営のため、一般会計からこの会計に受ける金額は 7,194 万 6,000 円となります。

企業会計への移行元年となりますので、参考までに、従来予算の歳入歳出で比較しますと、対前年 38.7%減の 2 億 4,748 万 7,000 円の予算となります。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第 13 号 令和 6 年度筑北村集落排水事業会計予算ですが、こちらも簡水会計同様、従来どおりの歳入歳出同額ではなく、複式簿記となるため、収益的収支と資本的収支となります。この予算書は、地方公営企業法施行規則第 45 条に定める予算様式となります。

初めに、令和 6 年度業務予定量について説明いたします。令和 5 年度の実績量をもとに、令和 6 年度の業務予定量を定め、主な建設改良事業では、坂井農集排マンホールポンプ、処理場非常通報装置更新工事 605 万円を予定しております。

収益的収支については、集落排水事業収益を 1 億 2,388 万 6,000 円、集落排水事業費を 1 億 7,306 万 4,000 円と定めます。なお経費の一部財源として、企業債 20 万円を借り入れるものとしています。また、収支差額が 4,917 万 8,000 円不足となりますが、現金を伴わない減価償却費等が計上されているためであり、現金が不足するものではありません。

次に、資本的収支では、資本的収入 9,050 万 1,000 円、資本的支出 9,190 万 1,000 円と定め、不足する 140 万円は引き継ぎ金を補填するものとします。

企業会計移行初年度に伴います債権及び債務として整理する未収金及び未払い金の金額は、それぞれ 417 万 9,000 円及び 1,047 万 9,000 円とします。

債務負担行為は、債務を負担する事項、期間及び限度額についてお示しのとおり定めています。

企業債については、起債の目的、限度額、起債方法、利率及び償還の方法について、お示しのとおり定めています。

また、一時借入金の額は 1 億円と定め、流用につきましてはお示しのとおりです。

集落排水事業運営のため、一般会計からこの会計に受ける金額は 1 億 2,043 万 6,000 円となります。

参考までに、従来予算の歳入歳出で比較しますと、対前年 3.2%の減の 1 億 6,724 万円の予算となります。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い

願いいたします。

最後になりますが、議案第 14 号 令和 6 年度筑北村合併浄化槽事業会計予算ですが、こちらでも集落排水会計同様、従来どおりの歳入歳出同額ではなく、複式簿記となるため、収益的収支と資本的収支となります。この予算書は、地方公営企業法施行規則第 45 条に定める予算様式となります。

初めに、令和 6 年度業務予定量について説明いたします。令和 5 年度の実績量をもとに、令和 6 年度の業務予定量を定め、主な建設改良事業では、合併浄化槽設置に伴う設計業務 7 基分で 107 万 8,000 円、合併浄化槽設置工事 1,305 万円を予定しております。

収益的収支について、浄化槽事業収益を 3,699 万円、浄化槽事業費用を 6,512 万 3,000 円と定めます。なお経費の一部財源として、企業債 20 万円を借りるものとしております。また、収支差引が 2,813 万 3,000 円不足となりますが、現金を伴わない減価償却費等が計上されているためであり、現金が不足するものではありません。

次に、資本的収支では、資本的収入 3,367 万 6,000 円、資本的支出 3,342 万 8,000 円と定めます。

企業会計移行初年度に伴います債権及び債務として整理する未収金及び未払い金の金額は、それぞれ 8 万円及び 735 万 8,000 円とします。

企業債につきましては、起債の目的、限度額、起債方法、利率及び償還の方法について、お示しのとおり定めています。また、一時借入金の額は 1 億円と定め、流用につきましては、お示しのとおりです。

合併浄化槽事業運営のため、一般会計からこの会計に受ける金額は 3,513 万 9,000 円となります。

参考までに、従来予算の歳入歳出で比較しますと、対前年 4.2%減の 7,039 万 2,000 円の予算となります。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

済みません、1 点、議案第 5 号で訂正がございます。失礼いたしますが、よろしくお願い申し上げます。歳入につきまして、第 3 款の繰入金でございます。私、3,116 万 5,000 円と申し上げましたが、2,971 万 5,000 円、それから歳出につきましても、3,116 万 5,000 円と申し上げましたが、3,096 万 5,000 円の誤りであります。おわびをいたします。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鎌田欣子議員） 説明が終わりました。

◎議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号の上程、説明

○議長（鎌田欣子議員） 続いて、日程第16、議案第15号 令和5年度筑北村一般会計補正予算（第7号）から、日程第26、議案第25号 令和5年度筑北村合併浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）の11件について、一括して提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（太田守彦） それでは、議案第15号 令和5年度筑北村一般会計補正予算（第7号）ですが、今回の補正は歳入歳出それぞれ4億9,399万5,000円を追加し、予算の総額を58億3,700万5,000円とするものです。

歳入の主なものは、1款村税は、村民税法人税割の申告結果等により1,180万円を減額、10款地方交付税は、普通交付税及び特別交付税分で1億1,098万3,000円を増額、12款分担金及び負担金は、筑北クリーンセンター除去に係る麻績村負担金の減等で1,450万3,000円を減額、14款国庫支出金は、障害者自立支援給付費負担金の増により623万1,000円を増額、15款県支出金は、畜産酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金の追加等で4億3,009万2,000円を増額、17款寄附金は、ふるさと納税の収入見込額の増加により500万円を増額、21款村債は、起債充当事業の事業費の決算見込額により3,790万円を減額し、それぞれ計上いたしました。

歳出の主なものは、各項において人件費及び事業費の精査による不用額を減額したほか、2款総務費は、ホームページ更新委託料及び基幹系システム機器等リース料の減額等により2,401万9,000円を減額、4款衛生費は、筑北クリーンセンター除却事業費の確定等により5,194万1,000円を減額、6款農林水産業費は、畜産酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金の追加等により4億2,624万8,000円を増額、9款消防費は、団員報酬の減等により685万円を減額、10款教育費は、講師等報酬の減等により1,829万8,000円を減額、13款諸支出金は、減債基金及び公共施設等整備基金等への利子を含めた積立金として1億6,377万2,000円を増額し、それぞれ計上しました。

第2表地方債補正は、各地方債をお示しのとおり変更するものであります。

第3表債務負担行為補正は、債務負担行為の内容をお示しのとおり変更及び追加するものです。

第4表繰越明許費は、令和6年度に繰り越して実施する予定の事業についてお示しをしています。

詳細につきましては、議会全員協議会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第16号 令和5年度筑北村バス事業特別会計補正予算（第1号）ですが、今回の補正は歳入歳出それぞれ906万円を増額し、予算の総額を3,238万9,000円とするものです。

歳入の主なものは、3款繰入金は、一般会計からの繰入金90万6,000円を増額するものです。

歳出の主なものは、1款総務費は、一般管理費としてバス運行管理業務委託料を増額するものです。

詳細につきましては、議会全員協議会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第17号 令和5年度筑北村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）ですが、今回の補正は歳入歳出それぞれ5,489万6,000円を減額し、予算の総額を5億5,629万3,000円とするものです。

歳入の主なものは、普通交付金の交付決定により、6款県支出金を5,489万5,000円減額します。

歳出の主なものは、保険給付費の減額により、2款保険給付費を5,549万5,000円減額します。

詳細につきましては、議会全員協議会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第18号 令和5年度筑北村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）ですが、今回の補正は歳入歳出それぞれ36万9,000円を増額し、予算の総額を7,844万6,000円とするものです。

歳入の主なものは、1款後期高齢者医療保険料は、特別徴収から普通徴収への変更や75歳年齢到達者の増により37万1,000円を増額し、4款一般会計からの繰入金74万円を減額します。

歳出の主なものは、2 款後期高齢者医療広域連合納付金を 36 万 9,000 円減額します。

詳細につきましては、議会全員協議会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第 19 号 令和 5 年度筑北村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）ですが、今回の補正は歳入歳出それぞれ 2,610 万 2,000 円を減額し、予算の総額を 7 億 7,605 万 8,000 円とするものです。

歳入の主なものは、保険給付費等の減額により、法定割合分の 4 款国庫支出金を 457 万 7,000 円、5 款支払基金交付金を 1,208 万 8,000 円、6 款県支出金を 827 万 8,000 円、7 款繰入金是一般会計からの繰入金を 113 万 7,000 円、それぞれ減額いたします。

歳出の主なものは、2 款保険給付費は、介護サービス費等の見込みから 1,234 万 9,000 円を、5 款諸支出金は、介護保険準備基金積立金 1,337 万 5,000 円をそれぞれ減額します。

詳細につきましては、議会全員協議会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第 20 号 令和 5 年度筑北村とくら温泉施設特別会計補正予算（第 3 号）ですが、今回の補正は歳入歳出それぞれ 2,173 万 6,000 円を追加し、予算の総額を 1 億 5,983 万 6,000 円とするものです。

歳入の主なものは、1 款繰入金は、歳出充当財源及び起債繰上償還財源として 2,547 万 6,000 円を増額、4 款使用料及び手数料は、使用料収入見込みにより 390 万円を減額するものです。

歳出の主なものは、2 款施設管理費は、職員の報酬や施設修繕費、賄い材料費の不足分として 624 万 3,000 円を増額、5 款公債費は、まきボイラー導入に伴い元年度に借り入れた観光事業債を繰上償還するため 1,560 万円を増額するものです。

第 2 表債務負担行為補正は、債務負担行為の内容をお示しのとおり追加するものです。

詳細につきましては、議会全員協議会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第 21 号 令和 5 年度筑北村差切峡温泉施設特別会計補正予算（第 4 号）ですが、今回の補正は歳入歳出それぞれ 19 万円を減額し、予算の総額を 3,419 万 9,000 円とするものです。

歳入の主なものは、1 款使用料及び手数料は、使用料収入見込みにより 20 万円を減額するものです。

歳出の主なものは、2 款施設管理費は、報償費 19 万 6,000 円を減額するものです。

第 2 表債務負担行為補正は、債務負担行為の内容をお示しのとおり追加するものです。

詳細につきましては、議会全員協議会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議案第 22 号 令和 5 年度筑北村冠着温泉施設特別会計補正予算（第 2 号）ですが、今回の補正は歳入歳出それぞれ 551 万円を減額し、予算の総額を 1,501 万 1,000 円とするものです。

歳入の主なものは、1 款繰入金は、歳出充当財源として 555 万 8,000 円を減額するものです。

歳出の主なものは、1 款経営管理費は、燃料・電気高騰分として計上していた指定管理料など 555 万 8,000 円を増額するものです。

詳細につきましては、議会全員協議会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議案第 23 号 令和 5 年度筑北村簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）ですが、今回の補正は歳入歳出それぞれ 1,711 万 3,000 円を減額し、予算の総額を 3 億 7,531 万 4,000 円とするものです。

歳入の主なものは、2 款使用料及び手数料において、使用実績等から 299 万 9,000 円を、4 款繰入金では、歳出予算の執行状況から 183 万 2,000 円を、第 6 款諸収入では、筑北小学校前の県道改良に伴う新橋への水道管添架補償工事の設計業務が先送りになったことなどから 529 万 6,000 円を、8 款村債では、本管布設替工事などで不要となった事業債 700 万円をそれぞれ減額するものです。

歳出の主なものは、1 款経営管理費では、消費税が還付になったことで消費税が不要になったこと、筑北小学校前の県道改良に伴う新橋への水道管補償工事の設計業務が先送りになったことなどから 1,123 万 9,000 円を、2 款施設管理費では、事業実績により 85 万 2,000 円を、6 款建設事業費では、事業実績により 502 万 2,000 円をそれぞれ減額するものです。

詳細につきましては、議会全員協議会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議案第 24 号 令和 5 年度筑北村集落排水事業特別会計（第 3 号）ですが、今回の補正は歳入歳出それぞれ 1,423 万 4,000 円を減額し、予算の総額を 1 億 7,696 万 4,000 円とするものです。

歳入の主なものは、3 款繰入金においては、歳出予算の執行状況から 110 万 2,000 円を、

5 款諸収入では、筑北小学校前の県道改良に伴う新橋への下水道管添架補償工事の設計業務が先送りになったことなどから 1,223 万 2,000 円を、6 款村債では、公営企業会計移行業務で不要となった事業債 90 万円をそれぞれ減額するものです。

歳出の主なものは、1 款総務費においては、公営企業会計移行業務で不要となった事業費等で 114 万 6,000 円を、2 款農業集落排水事業費では、筑北小学校前の県道改良に伴う新橋への下水道管添架補償工事設計業務が先送りになったことなどから 1,251 万 8,000 円を、3 款林業集落排水事業費では、事業実績により 57 万円をそれぞれ減額するものです。

詳細につきましては、議会全員協議会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

最後に、議案第 25 号 令和 5 年度筑北村合併浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 号）ですが、今回の補正は歳入歳出それぞれ 710 万 8,000 円を減額し、予算の総額を 6,665 万 5,000 円とするものです。

歳入の主なものは、1 款分担金及び負担金においては、合併浄化槽の設置希望のなかった 3 基分の個人負担金 170 万 3,000 円を、2 款使用料及び手数料では、使用実績から 25 万 9,000 円を、3 款国庫支出金では、事業執行状況により 90 万 6,000 円をそれぞれ減額し、4 款繰入金においては、歳出予算の不足する財源として 26 万円を追加、6 款村債では、公営企業会計移行業務で不要となった事業債と、合併浄化槽設置の事業執行状況により 450 万円を減額するものです。

歳出の主なものは、1 款総務費においては、公営企業会計移行業務で不要となった事業費等で 100 万 8,000 円を、2 款合併浄化槽事業費では、事業執行状況により 609 万 8,000 円をそれぞれ減額するものです。

詳細につきましては、議会全員協議会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 説明が終わりました。

◎議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第34号、議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第4

1号の上程、説明

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 27、議案第 26 号 筑北村監査委員条例の一部を改正する条例についてから、日程第 42 議案第 41 号 筑北村フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての 16 件について、一括して提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（太田守彦） それでは、条例関係の提案理由について、議案第 26 号 筑北村監査委員条例の一部を改正する条例についてですが、改正の趣旨は、簡易水道事業、集落排水事業、合併浄化槽事業に地方公営企業法の一部適用をすることに伴い、監査委員条例に必要な項目を追加するとともに、請求による監査の開始期限、請願の処理期限及び定期監査等の実施についての関係機関へ通知するの定めについて改正するものです。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第 27 号 筑北村営バス設置条例の一部を改正する条例についてですが、改正の趣旨は、坂北地域の定時定路線バスをデマンドバスに、令和 6 年 4 月から移行することに伴い、坂北地域を運行している差切線を別表から削除する条例改正であります。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第 28 号 筑北村出生祝金支給条例の一部を改正する条例についてですが、改正の趣旨は、出生祝金について第 1 子、第 2 子及び第 3 子以降の支給額をそれぞれ 5 万円増額するため、所要の改正を行うものです。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第 29 号 筑北村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてですが、改正の趣旨は、今回の改正は県の保険料の統一に向けたロードマップが示されていることから、令和 9 年度、資産税割完全廃止に向けて税率の改正を行うため、所要の改正を行うものです。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第 30 号 筑北村介護保険条例の一部を改正する条例についてですが、改正の趣旨は、第 9 期介護保険事業計画が策定されたことに伴い、介護保険料の改定のため、所要の改正を

行うものです。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第 31 号 筑北村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてですが、改正の趣旨は、水道法の一部改正において、従来厚生労働大臣権限であったもののうち、水質または衛生に関する権限を環境大臣に移管し、それ以外の権限を国土交通大臣に移管することに伴い、所要の改正を行うものです。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第 32 号 筑北村消防団等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてですが、改正の趣旨は、消防庁より令和 6 年 2 月 9 日付で、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令改正の公布があり、村の条例と整合性を図る必要がありますので、条例改正を行うものです。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第 33 号 筑北村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてですが、改正の趣旨は、現在の退職報償金が入団 2 年目から役職と勤務年数に応じて支給をしていますが、今回の改正は入団 5 年以上から 5 年刻みで役職に応じて支給する改正です。退団報償金は、消防団員等公務災害補償等共済基金へ負担金支払いし、消防団員等公務災害補償等共済基金より退職報償金として受け入れ、退団者へ支払いを行っています。消防団員等公務災害補償等共済基金の支給開始年は、入団 5 年目以上から 5 年刻みで役職に応じて算出し、支払われますので、共済年金の基準と合わせて条例改正を行うものです。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第 34 号 筑北村公営住宅等管理及び整備基準に関する条例の一部を改正する条例についてですが、改正の趣旨は、現在、建設中の村営住宅西条団地の若者定住住宅において、早期に募集 PR をするための入居要件等を定めることが必要であることから、所要の改正を行うものです。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い

願いたします。

議案第 35 号 筑北村指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、及び議案第 36 号 筑北村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、及び議案第 37 号 筑北村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、及び議案第 38 号 筑北村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、以上 4 件であります、改正の趣旨は、今回の改正は指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、関連する条例について所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議案第 39 号 筑北村デマンドバスの運行に関する条例の一部を改正する条例についてですが、改正の趣旨は、デマンドバスの運行につきましては、令和 6 年 4 月から坂井地域での定時定路線バスと併用し、デマンドバスの運行を行います。坂井地域を運行することに伴い、運行地域を追加する条例改正であります。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議案第 40 号 筑北村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、及び議案第 41 号 筑北村フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてですが、改正の趣旨は、地方自治法の一部改正に伴い、令和 6 年度から会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することができる改正が行われました。本村においても会計年度任用職員の処遇改善に努めるとともに、人員確保のためにも関係する 2 つの条例の条項に勤勉手当の文言を追加し、改正を行うものです。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（鎌田欣子議員） 説明が終わりました。

◎陳情の委員会付託等

○議長（鎌田欣子議員） 続いて、日程第 43、陳情の委員会付託等を議題といたします。

別紙のとおり、陳情第 1 号及び第 2 号は、社会文教常任委員会に付託したいと思います。
そのほか陳情第 3 号から第 5 号までは、資料配付といたしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 異議なしと認めます。

したがって、陳情は別紙のとおり、第 1 号及び第 2 号を社会文教常任委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

今後の予定ですが、この後、休憩を挟んで 10 時 30 分から、議会全員協議会を行います。

11 日月曜日は、午前 9 時から、定例会本会議第 2 日、補正予算の審議、採決を行います。
本会議終了後、総務委員会の所管の議案について、担当課長、職員の方に説明をいただきます。

12 日火曜日は、午前 9 時から、社会文教委員会の所管の議案について、それぞれ担当課長、職員の方に説明をいただきます。

13 日水曜日は、午前 9 時から、建設産業委員会の所管について、それぞれ担当課長、職員の方に説明をいただきます。

14 日木曜日は、午前 9 時から、定例会本会議第 3 日、一般質問を行います。

15 日金曜日、18 日月曜日は予備日とします。

19 日火曜日は、午後 3 時から、定例会本会議第 4 日、一般質問予備日及び新年度予算、条例等の審議、採決を行います。

お諮りします。本日はこれで延会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（鎌田欣子議員） 本日はこれで延会です。

延会 午前10時13分